

青森県報

第五十号

令和元年
八月二十八日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定(保健衛生課) ……五

公 告

○換地計画の決定……………(農村整備課) ……五

○右 同……………(同) ……五

出先機関

○土地改良区の役員の就任……………(中南地域民局) ……六

○土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……六

告 示

青森県告示第二百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	居宅介護事業所の所在地		指定年月日
		名称	所在地	
坂本 麗輔	弘前市大字駅前三丁目一七の二シテイプラザ代官町D1205号	居宅療養管理指導	坂本歯科クリニック	令和元年・七・二四
		居宅介護事業の種類	北津軽郡鶴田町大字鶴田七ノ尾九の七	

青森県告示第二百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

坂本 麗輔	名 称	介護予防事業者	介護予防事業の種類	名 称	介護予防事業所	指 定 年月日
	主たる事務所の所在地	弘前市大字駅前三丁目一七の二シテイビルラザ代官町D1205号				

青森県告示第二百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	居宅介護事業者	名 称	所 在 地	変 更 年月日
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類			

変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	株式会社 町田アン商会	株式会社 町田アン商会
弘前市大字 津賀野字浅田九六	弘前市大字 境関字西田二八の一	弘前市大字 津賀野字浅田九六	弘前市大字 境関字西田二八の一
〃	〃	福祉用具貸与	福祉用具貸与
サカエ福祉サービス 弘前	サカエ福祉サービス 弘前	サカエ福祉サービス 弘前	サカエ福祉サービス 弘前
弘前市大字 津賀野字浅田九六	弘前市大字 境関字西田二八の一	弘前市大字 津賀野字浅田九六	弘前市大字 境関字西田二八の一
〃	〃	令和 元・六・一五	令和 元・六・一五

青森県告示第二百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	株式会社 町田アン商会	株式会社 町田アン商会
弘前市大字 津賀野字浅田九六	弘前市大字 境関字西田二八の一	弘前市大字 津賀野字浅田九六	弘前市大字 境関字西田二八の一
〃	〃	介護予防福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
サカエ福祉サービス 弘前	サカエ福祉サービス 弘前	サカエ福祉サービス 弘前	サカエ福祉サービス 弘前
弘前市大字 津賀野字浅田九六	弘前市大字 境関字西田二八の一	五所川原市 弥生町一八の八	五所川原市 弥生町一八の八
〃	〃	令和 元・六・一五	令和 元・六・一五

青森県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	主たる事務所所在地
〃	〃	株式会社町田商会	株式会社町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	弘前市大字境関字西田二八の一
弘前市大字津賀野字浅田九六	弘前市大字境関字西田二八の一	弘前市大字津賀野字浅田九六	弘前市大字境関字西田二八の一	サカエ福祉サービス	五所川原市字弥生町一八の八
〃	〃	〃	〃	サカエ福祉サービス	弘前市大字境関字西田二八の一
〃	〃	〃	〃	〃	弘前市大字津賀野字浅田九六
〃	〃	〃	〃	〃	令和元年・六・二五

青森県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	主たる事務所所在地
〃	〃	株式会社町田商会	株式会社町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	弘前市大字境関字西田二八の一
弘前市大字津賀野字浅田九六	弘前市大字境関字西田二八の一	弘前市大字津賀野字浅田九六	弘前市大字境関字西田二八の一	サカエ福祉サービス	五所川原市字弥生町一八の八
〃	〃	〃	〃	サカエ福祉サービス	弘前市大字境関字西田二八の一
〃	〃	〃	〃	〃	弘前市大字津賀野字浅田九六
〃	〃	〃	〃	〃	令和元年・六・二五

青森県告示第二百六十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	居宅介護事業者		居宅介護事業所	
	名称	主たる事務所所在地	名称	所在地
居宅介護事業者	〃	〃	〃	〃
居宅介護事業所	〃	〃	〃	〃
変更	〃	〃	〃	〃
年月日	〃	〃	〃	〃

変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	株式会社 町田アン 会 下町田商	株式会社 町田アン 会 下町田商
弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	弘前市大字 境関字西田 二八の一	弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	弘前市大字 境関字西田 二八の一
〃	〃	福祉用具 貸与	福祉用具 貸与
弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	弘前市大字 境関字西田 二八の一	弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	弘前市大字 境関字西田 二八の一
〃	〃	サカエ福 祉サービ ス弘前	サカエ福 祉サービ ス弘前
弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	弘前市大字 境関字西田 二八の一	弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	弘前市大字 境関字西田 二八の一
〃	〃	五所川原 市弥生町一 八の八	五所川原 市弥生町一 八の八
〃	〃	令和 元・六・二五	令和 元・六・二五

青森県告示第百六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社 町田アン 会 下町田商	株式会社 町田アン 会 下町田商	名称
弘前市大字 境関字西田 二八の一	弘前市大字 境関字西田 二八の一	主たる事務所の所在地
弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	介護予防事業所
〃	〃	介護予防事業の種類
弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	名称
弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	所在地
〃	〃	変更年月日
〃	〃	令和 元・六・二五

青森県告示第百六十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
〃	〃
弘前市大字 境関字西田 二八の一	弘前市大字 境関字西田 二八の一
〃	〃
弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	弘前市大字 津賀野字浅 田九九六
〃	〃
弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	弘前市大字 津賀野字浅 田九九六
〃	〃
〃	〃
〃	〃

変更後	変更前	区分
株式会社 町田アン 会 下町田商	株式会社 町田アン 会 下町田商	名称
弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	弘前市大字 境関字西田 二八の一	主たる事務所の所在地
弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	特定福祉用具販売事業所
〃	〃	名称
弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	弘前市大字 津賀野字浅 田九九六	所在地
〃	〃	変更年月日
〃	〃	令和 元・六・二五

青森県告示第百六十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護施設から所在地及び指定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称		主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
	変更前	変更後				
	株式会社町田アソシエーツ	株式会社町田アソシエーツ	弘前市大字境関字西田二八の一	弘前市大字津賀野字浅田九六	弘前市大字津賀野字浅田九六	令和元年八月二十八日

青森県告示第二百七十号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和元年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担当診療科	指定年月日
氏名	を	診療科	年月日

難病指定医	難病指定医	難病指定医	難病指定医
岩間 正浩	西澤 尚徳	後藤 真一	鄭 健錫
公立野辺地病院	独立行政法人国立病院機構弘前病院	弘前大学医学部附属病院	医療法人雄心会青森新都市病院
上北郡野辺地町字鳴沢九の一二	弘前市大字富野町一	弘前市大字本町五三	青森市石江三丁目一
外科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	リハビリテーション科
令和元年七月三十一日	〃	令和元年八月二日	令和元年八月五日

公 告

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、小泉地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和元年八月二十九日から同年九月二十七日まで
- 三 縦覧の場所
南部町役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定によ

り、八幡地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和元年八月二十九日から同年九月二十七日まで

三 縦覧の場所

三沢市役所

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、青女子堰土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年八月二十八日

中南地域県民局長 小 野 正 人

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理 事	三 浦 裕 行	弘前市大字中崎字川原田六九の一	令和元・七・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、目屋土地改良区の定款の変更を令和元年八月三日認可したので、同条第三項の規定により

公告する。

令和元年八月二十八日

中南地域県民局長 小 野 正 人

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭